平成２７年（フ）第１１６９号
千葉市美浜区稲毛海岸４丁目９番１号　東映マンションＡ棟1109号
破産者　山本　　泉
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
千葉県市川市市川２丁目30番８号　（アールアイハウス203号）
破産者　上原　テル
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６９号
千葉県市川市欠真間２丁目16番12―608号（つくば５号館）
破産者　佐藤　正道（旧姓大蔵）
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８７号
千葉県市川市国府台６丁目１番３―204号
破産者　株式会社グライド
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８８号
千葉県市川市国府台６丁目１番３―204号（エンゼルハイム国府台）
破産者　岩間　好光
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０３７号
東京都府中市日新町１丁目４番地の１サンクレイドル府中ヴェルブランシェ502
破産者　古見　遥香（破産手続開始決定時の姓　川口）
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７１号
東京都三鷹市新川６丁目36番25―501号
破産者　市川　深恵
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
群馬県高崎市棟高町871番地６、商業登記簿上の本店所在地群馬県前橋市総社町総社1114番地１
破産者　有限会社シンセイ食品
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７８号
静岡県牧之原市中27番地２
破産者　株式会社一吉フーズ
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４８号
愛知県大府市宮内町５丁目46番地
破産者　株式会社エムプラス
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７号
名古屋市東区東桜２丁目９番16号
破産者　株式会社エー・シー・エス
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５１号
神戸市北区ひよどり台４丁目２番地の13
破産者　株式会社アドワークス
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８３号
神戸市東灘区御影石町２丁目６―20―111
破産者　株式会社Ｍ＆Ｙ
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９４号
茨城県笠間市池野辺438番地
破産者　有限会社高丸
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２９５号
茨城県水戸市杉崎町1048番地
破産者　有限会社富士産業
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３０４号
群馬県前橋市川原町１丁目33番地１
破産者　株式会社アシスト技研
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２９４号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１丁目28番地４
破産者　有限会社ミライ
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２８２号
静岡県駿東郡清水町久米田77番地
破産者　有限会社テンマフーズ
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４７０号
静岡県浜松市中区肴町318番地の26ミュゼ肴町ビル２Ｆ
破産者　株式会社ル・ヴァン
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２号
三重県伊勢市二見町荘1232番地３
破産者　虹夢こと　市野　　功
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１０６９号
京都市南区吉祥院御池町２番地
破産者　株式会社まるげん
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町655番２階
破産者　ビキネス合同会社
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係